

## 柏原市ふるさと納税事業支援業務 プロポーザル実施要領

本実施要領は、柏原市ふるさと納税事業支援業務に係る公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定める。

### 1 目的

本市が実施するふるさと納税事業について、寄附の受付業務、返礼品の発注・配送管理、新たな返礼品の提案及び情報発信等を民間事業者へ委託することにより、更なる寄附金の増加並びに市の魅力発信や地域の活性化及び事務の効率化を図るため、業務委託を行うもの。

### 2 業務概要

#### (1) 業務名

柏原市ふるさと納税事業支援業務

#### (2) 業務内容

別紙「柏原市ふるさと納税事業支援業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

#### (3) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

#### (4) 見積上限

①業務委託料 寄附金額の7%（消費税及び地方消費税を含む。）

②お礼状、寄附金受領証明書、ワンストップ特例申請書、返信用封筒等の寄附者に対する書類の作成及び郵送料 1件あたり200円（消費税及び地方消費税を含む。）

※以下の費用は含まない。

- ・本市が契約している寄附受付ポータルサイト（ふるさとチョイス、ふるなび、楽天ふるさと納税）の利用に係る使用料及び手数料
- ・クレジットカード決済等の決済手数料
- ・返礼品及び返礼品送付に関する費用

#### 【参考】過去3年間の寄附実績

期間	件数	寄附額
R2. 4. 1～R3. 3. 31	3,445 件	126,500,000 円
R3. 4. 1～R4. 3. 31	1,289 件	66,476,000 円
R4. 4. 1～R5. 3. 31	1,793 件	398,869,000 円

※上記表には、当該業務対象外の寄附（さとふるに関する寄附、ポータルサイトを介さない寄附）は含みません。

### 3 担当部署

柏原市 政策推進部 企画調整課  
〒582-8555 大阪府柏原市安堂町1番55号  
電話 072-971-1000 FAX 072-971-5089  
メールアドレス kikaku@city.kashiwara.lg.jp

### 4 選択方式

公募型プロポーザル方式

### 5 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる全てを満たしているものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び同条第2項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 柏原市入札参加有資格業者指名停止要綱に基づく指名停止業者又は指名回避業者でないこと。
- (3) 柏原市暴力団排除条例（平成25年柏原市条例第27号）第2条第7号に規定する暴力団員又は同条第8号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをした者で更生計画の認可がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者で再生計画の認可がなされていない者ではないこと。
- (5) 個人情報保護のために必要な措置（プライバシーマーク（（一財）日本情報経済社会推進協会が認定するものをいう。以下同じ。）等の認証取得又は社内での情報セキュリティ方針の策定等）を講じていること。
- (6) 他自治体において、本業務と類似した契約を締結し、誠実に履行した実績があること。

### 6 参加申込

本プロポーザルに参加しようとする者は、次により参加申込書等を提出すること。

なお、期限までに参加申込書を提出しない者、又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

ただし、本市の指名競争入札参加資格者名簿に登録されている者は、⑤～⑧の書類は省略することができることとする。

※本プロポーザルの公募に関する資料等は、本市ウェブサイトからダウンロードが可能。

#### (1) 提出書類

①参加申込書（様式1）

②会社概要（様式2）

※提案者の企業内容について記載すること。

※会社パンフレット等を添付すること。

③配置予定従事者調書（様式3）

④業務実績調書（様式4）

⑤印鑑登録証明書の写し（参加申込書等に押印する実印の証明書で、令和5年4月1日以降に発行のもの）

⑥履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書の写し（法務局で発行する法人の証明書で、令和5年4月1日以降に発行のもの）

⑦完納証明書又は法人住民税納税証明書の写し

※柏原市で課税がある場合は、柏原市納税課が発行する完納証明書

※柏原市で課税がない場合は、本店所在地の市町村が発行する完納証明書又は法人税住民税納税証明書（ただし、本店所在地が東京23区内の場合は都税事務所が発行する法人税住民税納税証明書）。

※いずれも、令和5年4月1日以降に発行のもの。

⑧法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）の写し（令和5年4月1日以降発行のもの）

(2) 提出期間

令和5年9月1日(金)から令和5年9月26日(火)まで

※受付時間は、開庁日の9時から17時までとする。

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便）とする。ただし、郵送の場合は、提出期間内に必着すること。

(4) 提出先

前記3の担当部署

(5) 提出部数

①正本1部（代表者印押印のもの）

②副本7部（正本の写し）

(6) 参加資格審査

本実施要領に基づき資格審査を行い、審査結果は令和5年10月2日（月）に参加申込書に記載された電子メールアドレスへ「参加資格審査結果通知書」を通知する。

## 7 実施スケジュール

期 日 等	項 目
令和5年9月1日（金）	公告（公募開始）及び質問受付開始
令和5年9月15日（金）	質問受付終了
令和5年9月20日（水）	質問回答（最終更新）
令和5年9月26日（火）	参加申込の受付締切
令和5年10月2日（月）	参加資格審査の結果通知
令和5年10月3日（火）	提案書受付開始
令和5年10月10日（火）	提案書受付終了
令和5年10月12日（木）	審査（プレゼンテーション審査）
令和5年10月17日（火）	結果通知
	契約締結

## 8 質問及び回答

本要領の内容等に関する質問の受付を行います。

### (1) 質問受付終了

令和5年9月15日（金）17時

### (2) 質問方法

質問書（様式7）を使用して、電子メールで質問すること。

※電子メール以外での質問は受け付けない。

※電子メールの標題は、以下のとおりとすること。

参加申込に関する質問：（業務名）参加申込に関する質問

企画提案に関する質問：（業務名）企画提案に関する質問

※電子メールには、会社名、担当者氏名及び連絡先を明記すること。

### (3) 質問先

前記3の担当部署

※送信後、必ず電話による着信確認を行うこと。

### (4) 回答方法

回答は本市ウェブサイト順次公開し、令和5年9月20日（水）17時15分を最終の更新とする。

※提案者毎への回答は行わない。

※会社名、担当者氏名及び連絡先等は公開しない。

※回答は、本実施要領及び仕様書の追加事項又は修正事項とみなす。

## 9 企画提案

本プロポーザルの参加資格が認められ、提案を行おうとする者（以下「提案者」という。）は次により企画提案の書類を提出すること。

### (1) 提出書類

#### ①企画提案書（様式5）

※仕様書の業務内容等を踏まえ、具体的な手法等を記載すること。

#### ②業務工程計画書（様式6）

※工程を具体的かつ詳細に記載すること。

#### ③参考見積書（様式8）

### (2) 提出期間

令和5年10月3日（火）から令和5年10月10日（火）まで

※受付時間は、開庁日の9時から17時までとする。

※時間厳守すること。

### (3) 提出方法

持参または郵送（書留郵便）とする。ただし、郵送の場合は、提出期間内に必着すること。

### (4) 提出先

前記3の担当部署

### (5) 提出部数

- ①正本 1 部（代表者印押印のもの）
- ②副本 7 部（正本の写し）

## 10 辞退届の提出

本プロポーザルへの参加を辞退する者は、速やかに電話連絡の上、辞退届（様式 9）の正本 1 部を前記 3 の担当部署へ直接持参し提出すること。

## 11 提案書等の審査及び審査結果の通知

### (1) 審査

審査は、柏原市ふるさと納税事業支援業務公募型プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）において別表「審査基準」に基づき行う。提案書等の提出書類及びプレゼンテーションの内容を審査した結果、最高点を得た者を契約の相手方の候補者として決定する。ただし、審査の評価点の合計が、満点の 6 割に満たない場合は、契約の相手方の候補者として認めないものとする。

※最高点の者が 2 者以上となった場合は、委員会の委員の協議により決定するものとする。

### (2) 1 者提案

提案者が 1 者のみの場合であっても、内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

ただし、前項(1)のとおり、審査評価点の満点の 6 割に満たない場合は、契約の相手方の候補者として認めないものとする。

### (3) プレゼンテーション

提案内容をより理解するため企画提案書に係るプレゼンテーションを以下のとおり実施する。

#### ①実施日時

令和 5 年 10 月 12 日(木)

※実施時間等の詳細については、「参加資格審査結果通知書」にて通知する。

#### ②実施方法

一提案者のプレゼンテーションの持ち時間は、提案 20 分、質疑応答 10 分、計 30 分とする。提出した提案書の内容をもとに説明すること。

※新たな資料の配付は認めない。

#### ③審査基準

「審査基準」のとおりとする。

#### ④結果通知

令和 5 年 10 月 17 日（火）に審査を実施した全提案者に対し、参加申込書に記載された電子メールアドレスに結果を通知する。併せて、普通郵便で書面による通知を行う。

#### ⑤その他

モニターは本市で準備するが、PC 等は各自で用意すること。

## 12 その他の留意事項

- (1) 提案者からの提案は 1 案とする。
- (2) 提出期限後の書類の差替え及び再提出は認めない。
- (3) 本プロポーザルに要する費用は、全て参加申込者又は提案者の負担とする。

(4) 提出された書類は返却しない。ただし、提出書類はこのプロポーザル以外の目的には使用しない。

(5) 提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格（選定対象から除外する。）とする。

- ①前記5の参加資格要件を満たさなくなった場合
- ②本市財務規則を含む関係法令等に違反した場合
- ③提出書類が提出期限までに提出されなかった場合
- ④必要な提出書類が揃っていない場合
- ⑤提出書類に虚偽の記載があった場合
- ⑥見積上限を超えている場合
- ⑦その他、本実施要領の記載事項を遵守しない場合

(6) 本プロポーザルは、本業務の契約の相手方となる候補者を選定するものである。

(7) 本プロポーザルの仕様書は、企画、提案能力のある事業者を選定するものであるため、詳細な仕様は、本市と候補者が協議を行い、契約を締結するものとする。

(8) 審査及び選定結果等に関する異議申立ては受け付けない。